

千葉市公告第260号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第17条の規定により、次の市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同法第38条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により公告します。

令和5年3月15日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 組合の名称
千葉駅東口地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
（変更前）平成28年10月17日から平成35年3月31日まで
（変更後）平成28年10月17日から令和6年3月31日まで
- 3 施行地区
千葉市中央区新千葉一丁目15番1、富士見一丁目17番1、
富士見二丁目28番1、2、5番の各一部
千葉市中央区富士見二丁目1番、富士見二丁目2番1、2、4、5、6、7、
8、富士見二丁目27番1、富士見二丁目28番4の全部
- 4 事務所の所在地
（変更前）千葉市中央区富士見一丁目1番1号
（変更後）千葉市中央区富士見二丁目1番1号
- 5 設立認可の年月日
平成28年10月17日
- 6 定款及び事業計画の変更認可の年月日
令和5年3月15日